

第３回 高知広域都市計画区域マスタープラン 策定委員会

～ 都市計画区域マスタープラン (素案) について ～

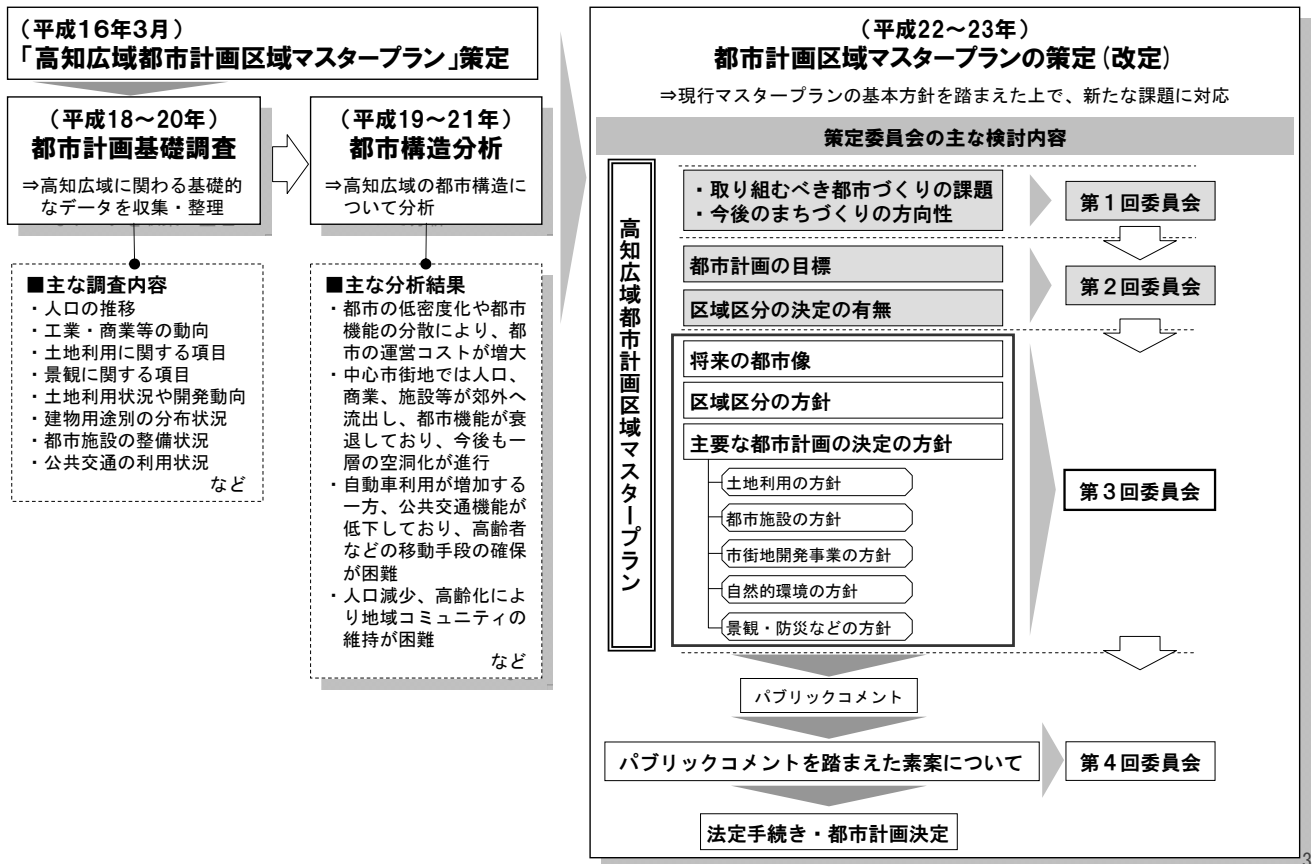
平成23年1月

目次

序	都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ	…………… P 3
1	都市計画の目標	
	(1) まちづくりの基本理念と目標	…………… P 6
	(2) 将来の都市像	…………… P 7
2	区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	
	(1) 区域区分の有無	…………… P 9
	(2) 区域区分の方針	…………… P 9
3	主要な都市計画の決定の方針	
	3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	…………… P 10
	3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	…………… P 12
	3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	…………… P 13
	3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	…………… P 14
	3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針	…………… P 15
	3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針	…………… P 16
	3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針	…………… P 16
4	共に助け合う協働のまちづくりに向けて	…………… P 17

序 都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ

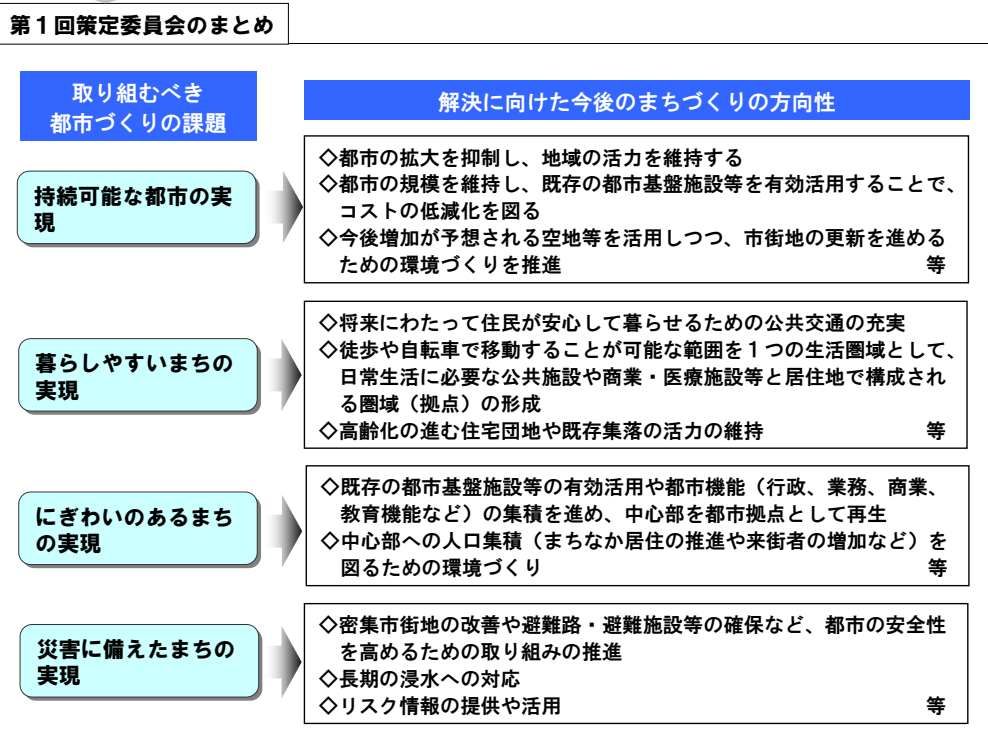
(1) 都市計画区域マスタープラン策定の流れ



序 都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ

(2) 前回策定委員会までのまとめ

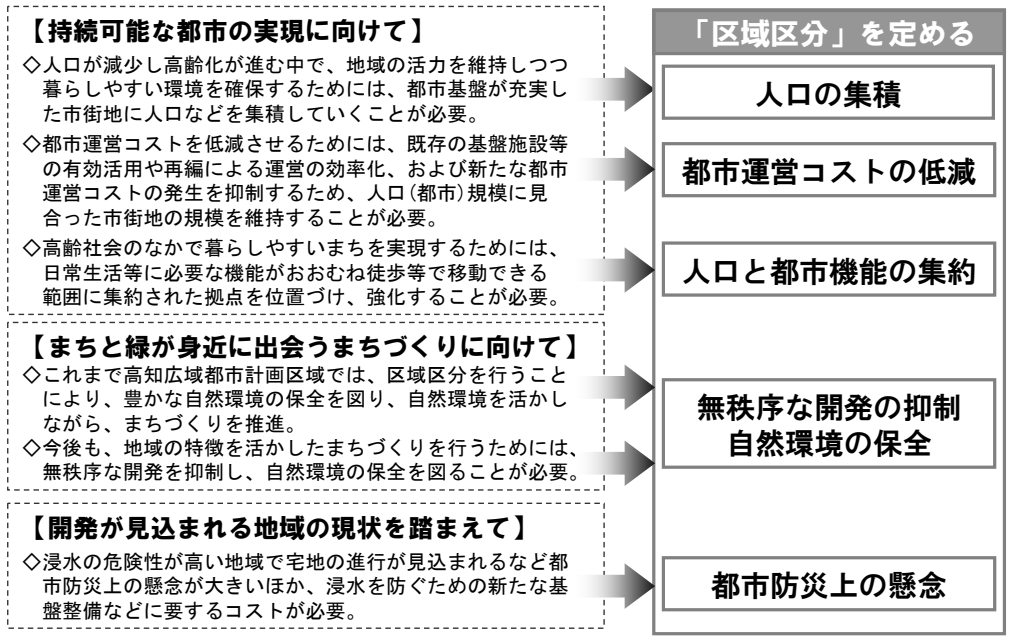
第1回策定委員会の議題：・取り組むべき都市づくりの課題
・今後のまちづくりの方向性 について



第2回策定委員会の議題：都市計画の目標、区域区分の有無 について

■都市計画の目標：都市づくりの課題および解決に向けた方向性を踏まえて「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの目標」を設定。（P6に再掲）

■区域区分の有無（P9に再掲）

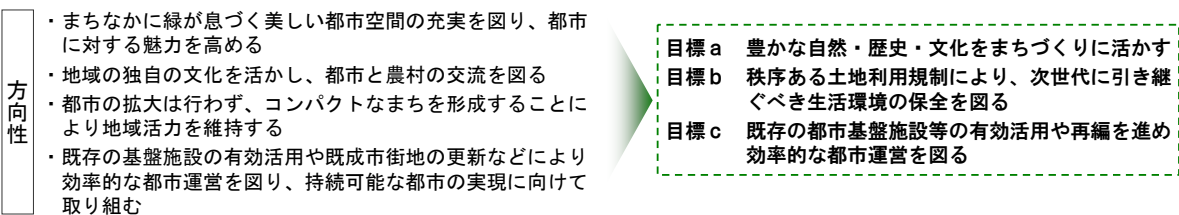


1 都市計画の目標

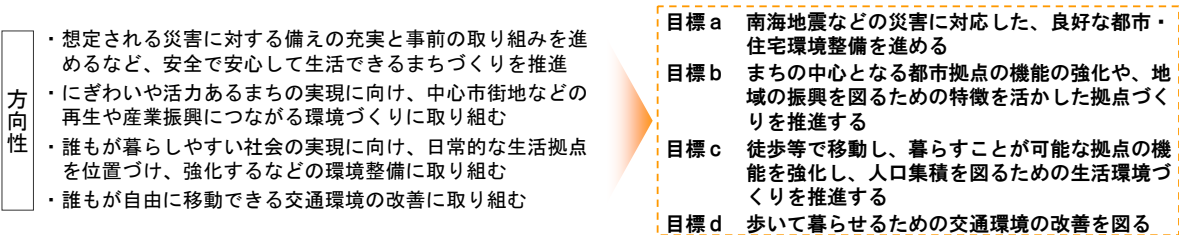
高知広域都市計画区域MP素案（P6）

(1) まちづくりの基本理念と目標

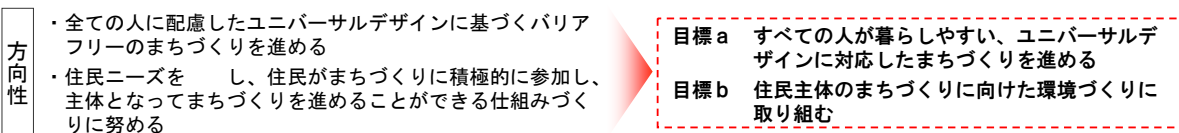
基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり



基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

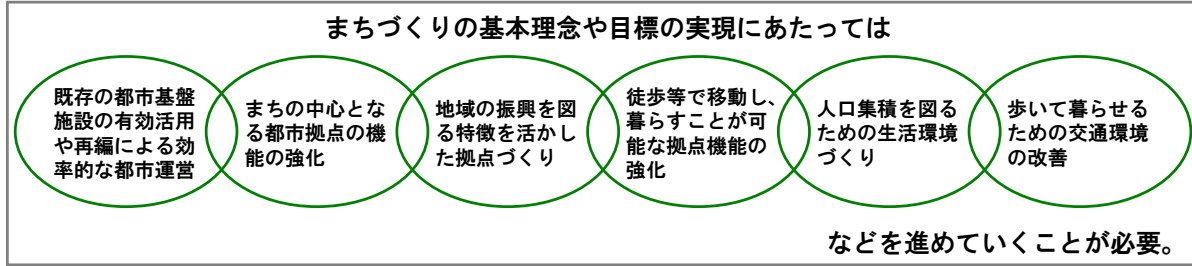


基本理念3 共に助け合う、協働のまちづくり



(2) 将来の都市像

■集約型都市構造の必要性



これを進めていく姿として

人口や生活に必要な都市機能が集積された地域を「集約拠点」とし、拠点が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた「集約型の都市構造」の実現を目指す

これにより

持続可能で誰もが暮らしやすいまちを実現していく

(2) 将来の都市像

■集約型都市構造とは

様々な都市機能（居住機能、行政サービス、業務サービス、医療・福祉サービス、商業サービスなど）が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた都市構造。

・市街化区域内において、その担うべき役割を踏まえ「広域拠点」「地域拠点」「生活地域」を位置づける

(市街化区域)

広域拠点：高知広域の中核拠点として、4車線以上の幹線道路や公共交通が複数存在するネットワークが確保され、広域的な地域を対象として質の高いサービスを提供する高度で複合的な都市機能を集積する拠点。

対象：高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域

地域拠点：市町全域を対象とする中核拠点として、幹線道路や公共交通のネットワークが確保され、行政や商業、医療、福祉等の都市サービスを提供する機能を集積する拠点。

対象：南国市、香美市、いの町の中心部の地域

生活地域：生活に必要な医療や買い物などの日常的なサービス機能が確保されており、住宅機能を集積する地域。

(市街化調整区域)

生活地区：市街化調整区域で、住宅機能を主体として、日常生活に必要な医療や買い物などのサービス機能を維持する地区。

■将来都市構造のイメージ



(1) 区域区分の有無

～区域区分を定める理由～

【持続可能な都市の実現に向けて】

- ◇人口が減少し高齢化が進む中で、地域の活力を維持しつつ暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に、人口などを集積していくことが必要。
- ◇都市運営コストを低減させるためには、既存の基盤施設等の有効活用や再編による運営の効率化、および新たな都市運営コストの発生を抑制するため、人口(都市)規模に見合った市街地の規模を維持することが必要。
- ◇高齢社会のなかで暮らしやすいまちを実現するためには、日常生活に必要な機能が、おおむね徒歩等で移動できる範囲に集約された拠点を位置づけ、強化することが必要。

【まちと緑が身近に出会うまちづくりに向けて】

- ◇これまで、区域区分を行うことにより、豊かな自然環境の保全を図り、自然環境を活かしたまちづくりを推進。
- ◇今後も、地域の特徴を活かしたまちづくりを行うためには、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要。

高知広域都市計画区域においては、「引きつづき区域区分を定める」

(2) 区域区分の方針

持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図る

- ・住宅地については、人口は減少するものの、世帯数は横ばいから微減にとどまることから、現在の住宅地の規模を維持することが必要。
- ・集約拠点においては、土地の高度利用を進め、拠点以外の住宅地についてはゆとりある居住環境を形成していくために、新たな住宅地が必要であるが、このような新たな住宅地の需要に対しては未利用地を有効的に活用することにより対応していく。
- ・工業地については、「高知県産業振興計画」や今後の工業生産額の増加に対応した工業地の需要見通しを踏まえたうえで、基本的には既存の工業団地等の未利用地の活用を図る。
以上の土地利用を実現していくために、現在の市街化区域規模が必要であることから、現在の規模を維持するものとします。

■人口の見通し

	年次人口	平成22年(基準年)	平成32年(目標年)
都市計画区域		43.2千人	41.3千人
市街化区域(千人)		36.0千人	34.5千人
市街化調整区域(千人)		7.2千人	6.8千人

※平成22年(基準年)の人口は平成17年国勢調査による推計値

■市街化区域の目標年次における規模

年次	平成22年(基準年次)	平成32年(目標年次)
市街化区域面積	6 190 a	おおむね6 190 a

3 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地

広域拠点：高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、県の中心的な業務地であることから、土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる業務機能の集積・誘導を促進し、その機能の強化を図る。

地域拠点：南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、市町全域を対象とする業務サービス機能など、担うべき役割に応じた業務機能の集積を進める。

大規模商業施設は商業集積地への誘導を基本とし、その他の地域への立地は、適正な土地利用や周辺環境・商業活動に大きなを及ぼすことから、市町村の区域をえた広域での調整を行う

■土地利用の方針図



②商業地

広域拠点：高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、商業集積地として、広域的な商業機能を誘導し、都心機能の強化を図る。
本県を代表するまちの顔として、その魅力を高めるために、美しい都市景観の形成、周辺観光地などとのネットワークの形成などの整備を進める。

地域拠点：南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、地域住民への多様な商業サービスを提供する商業集積地として、にぎわいのある商業地の形成を図る。

③工業地

既存の工業団地は工業拠点として、高規格道路や高知新港などの機能を活かして、工業施設の集積、産業構造の変化に対応した工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、機能強化を図る。

④流通業務地

既存の流通業務団地や高知港、高知新港周辺など、既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図る。

⑤住宅地

広域拠点および地域拠点

：まちなか居住を促進するために、土地の高度利用を図り、他の機能と一体となった生活利便性が高く、魅力ある居住環境の形成を図る。

生活地域：人口の定着や集積を進めるために、低未利用地を有効に活用し、日常生活に必要な利便施設などと一体となった、良好な居住環境の形成を図る。

拠点以外：既存施設の有効活用や緑化の推進を進めるなど、環境に配慮した、ゆとりある居住環境の形成を図る。
未利用地の増加が顕著な住宅地については、未利用地の緑地や農地などへの転換利用など、自然と共生した環境の形成に努める。

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

広域拠点および地域拠点
 : 商業・住宅機能などが一体となった高度利用を図り、建築物の中高層化などを促進する。
 生活地域 : 住宅機能を主体として、地域に必要な商業・業務機能などを配置した中～低密度利用を図る。
 拠点以外 : 低密度の土地利用を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

広域拠点や地域拠点、生活地域では、まちのにぎわいを取り戻すために、医療・福祉・商業機能と住宅機能の複合化を促進することにより、若者や高齢者などの住み替えを誘導し、まちなか再生に取り組む。

(4) 特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針

- ①土地の高度利用
 広域拠点や地域拠点では、都市機能の集積を誘導し、機能強化を図るために、市街地開発事業の導入などにより、土地の高度利用や有効活用を図る。
- ②用途転換、用途純化または用途の複合化
 既存市街地内に点在する工場は、既存工業団地などへの移転を誘導し、原則として用途の適正な純化を図る。
- ③居住環境の改善または維持
 旭駅周辺地区などの都市基盤のぜい弱な木造密集住宅地は、土地区画整理事業などによる住環境整備や、地区計画の策定、都市基盤の整備を推進し、快適な生活環境の創出に努める。
- ④市街化区域内の緑地または都市の風致の維持
 市街地内の農地は、原則として住宅等の都市的土地利用を行うが、農地の持つ多面的な機能を評価し、保全が必要と思われるまとまりのある農地については、緑地空間として保全を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

- ①優良な農地との健全な調和に関する方針
 ・物部川と国分川水系に囲まれ、南国市と香美市に展開している農地などは、利用の集積による効率化や、都市近郊型農業への転換を図るため、優良農地として保全する。
- ②災害防止上の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 ・溢水あるいは湛水のおそれのある地域は、原則として市街化を認めない。
 ・土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生のおそれのある地域については、市街化を抑制する。
- ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
 ・高知市北山などの県立自然公園区域および、いの町と南国市北部の山林については、自然環境の保全に努める。
 ・浦戸湾や土佐湾の沿岸および仁淀川、物部川、鏡川などについては、自然景観の優れた地区として、保全に努める。
- ④秩序ある土地利用の実現に関する方針
 ・農地、山林等については、無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図る。
 ・生活地区として位置づけられる地域では、地区計画等を活用しながら、日常生活における利便性の向上や、居住環境の向上を図ることによって人口を維持し、地域活力やコミュニティの維持に努める。
 ・市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している区域の一部については、予定建築物などの用途を条例で定め、周辺地域との調和を図りつつ、一定の住居系の開発は認める。

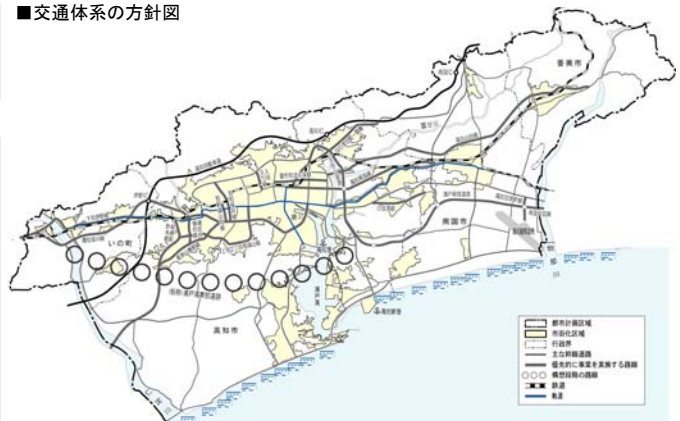
3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

集約拠点の形成を支援する交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指す。

- a. 円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成
 ・放射道路や環状道路による道路ネットワークの形成を図る。
 ・高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化を図る。など
- b. 拠点集約型都市構造を実現する交通体系の形成
 ・歩行者や自転車利用者のための魅力ある交通空間の形成を図る。
 ・通過交通を抑制する市街地環状線の整備を進める。 など
- c. 公共交通の利便性向上
 ・誰もが、過度に自動車に依存しなくても利便性の高い生活環境の確保ができるように、持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現に努める。
- d. 環境にやさしい交通環境の形成
 ・低炭素社会を実現していくために、自動車を主体とした交通体系から、自転車や公共交通利用への交通行動の改変を促進する。

■交通体系の方針図



(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

＝下水道＝

- ・市街化区域では、市街化の動向や見通しとの調整・整合を図りながら、公共下水道未整備地域への早期普及に向けた効率的な整備を進める。
- ・市街化調整区域では農業集落排水事業などを導入し、生活環境の向上と河川の水質保全に努める。
- ・適切な維持管理や効率化により、維持管理費用等の削減を図る。

＝河川＝

- ・河川の流域における下水道整備との調整を図りながら河川整備を推進する。
- ・河川改修に多自然工法を取り入れるなど、より自然に近い河川への復元に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ◇よりよい住環境の向上
土地区画整理事業などにより良好な市街地を形成している地域については、まちの緑化などを推進し、よりよい住環境の形成に努める。
- ◇優先的な住環境の改善
木造密集住宅地などの都市基盤が弱い地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化、区画道路の整備や公園等の確保など、優先的に住環境の改善を進め、住宅密集地の解消に努める。
- ◇都市景観の形成・向上
商業集積地や業務機能の集積が高い地域については、土地の高度利用を図るとともに、シンボルロード整備や高さを制限する高度地区を設定するなど、都市景観の形成・向上に努める。
- ◇土地の有効活用
市街地内にある低未利用地については、面的整備などにより土地の有効活用を図る。

(2) 市街地整備方策の目標

■重点的に市街地整備を図る区域

市町村名	区域名	現況	整備の方針
高知市	旭駅周辺地区	既成市街地	面的整備
南国市	篠原・小籠地区	低未利用地	面的整備

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

高知広域都市計画区域を取り巻く豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境の形成を図る。

- ・都市のヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガスの削減への寄与など、緑地の持つ諸機能を有機的に発揮させながら、区域の独自性を活かした個性的なまちづくりを目指す。
- ・緑の現状や住民の緑に対する多様なニーズを踏まえながら、緑地の保全やまちの緑化を推進する。
- ・行政と地域の住民との協働による、公園や緑地の管理・運営を進める。
- ・身近な緑として利用しやすく、より地域に密着した遊び場となるような、住民と一体となった公園づくりを進める。

■主要な緑地の配置方針



(2) 主要な緑地の配置および整備の方針

緑地については、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つの系統に分類することによって、住民が緑地を身近に感じ、関心を高められるように整備を進める。

①環境保全系統

- ・北山や鷲尾山などの県立自然公園、五台山の樹林地などは都市の重要な緑地として保全を図る。
- ・ビルの屋上や路面電車の軌道敷などについても緑化を推進し、都市緑化の形成を図る。

③防災系統

- ・地域防災計画等との整合を図りながら、災害時における延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保や強化を図る。
- ・市街地内や近郊に残る農地については、保水・遊水機能、またオープンスペースとしての防災機能を有する緑地として保全を図る。

②レクリエーション系統

- ・都市公園については、住民ニーズ等を踏まえて整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。
- ・街区公園については、住民が容易に利用でき、コミュニティ形成の場とすることができるように配置を進める。

④景観構成系統

- ・高知城の樹林地や市街地に点在する樹林地、鏡川の水辺空間など、都市の景観に重要な役割を果たす自然環境の保全を図りながら、水と緑のネットワークの整備を進める。

3-5 都市防災に関する都市計画決定の方針

関係機関が連携して防災対策を強化

特に、南海地震に備えるために、「被害を減らすための事前の備えや対策」、「地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行なうための事前の準備」、「震災に強い人・地域・ネットワークづくり」を3つの「重点目標」として、総合的な地震防災対策を推進する。

主な取り組み

（総合的な対策）

- ・防災拠点、緊急輸送路、避難路の確保・機能強化を図るために、都市公園や道路の整備を進め、防災ネットワークの形成を図る。
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動（以下「事業」とぶ）の継続や早期事業活動再開に向けて、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

（地震・火災対策）

- ・木造密集住宅地については、市街地整備事業の実施による密集地の解消に努めるとともに、建築物の不燃化や、道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進する。
- ・南海地震による長期浸水に対する事前の被害軽減対策や、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策を推進する。

（土砂災害対策）

- ・土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、既住宅等については移転の推進を図る。

（浸水対策）

- ・市街化調整区域のうち溢水や湛水など水害の危険のある土地の区域については、開発を抑制する。
- ・河川や下水道の整備を進め、水害防止に努める。

■98豪雨による被害状況

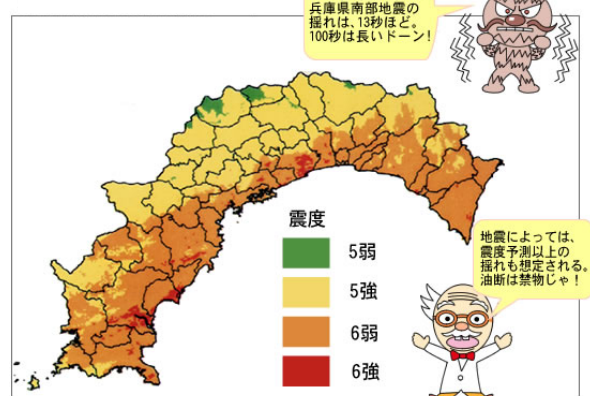


（高知市布田近）



（高知市高見町）

■南海地震における震度予測分布図



出典）南海地震に備えてGOOD!!（高知県危機管理部HP）

3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針

基本方針：高齢者や障害のある人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

- ・誰もが自由に移動でき、歩いて生活できる、暮らしやすいまちづくりの実現を図るために、必要な生活環境の整備に取り組む。
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス・電車などの公共交通のバリアフリーを推進。



■バリアフリーの実施事例



▲JR高知駅改札
土佐電鉄高知駅前電停▼



3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針

基本方針：「歴史や文化など特色ある独自の地域性」を活用した景観づくりを進める

- ・「本県を代表するまちの顔」となる高知市の中心市街地や、JR高知駅周辺においては、特に「高知らしさ」を前面に出していけるように、整備を進める。

▼高知城周辺景観形成

お城の見えるまちづくり



- ・建物や看板などを周囲と調和したデザインに誘導するとともに、シンボルロードの形成、周辺景観に配慮した高さの制限などについて検討を行い、良好な都市景観の形成に努める。

- ・都市景観の向上を図るため、市町村の景観行政団体への移行・普及に努め、景観基本計画の策定を促進する。

- ・都市は、市街地と周辺に広がる美しい田園環境や自然環境が一体となることで、美しい都市環境が形成されるとともに、守られていることから、田園環境等の保全に努める。

▼岡豊城址から大津方面



▼鏡川（高知市）



▼農村景観（南国市廿枝）



基本方針：住民と行政、民間の事業者、専門家、まちづくりNPOなど、多様な主体による連携とそれぞれの役割分担による協働のまちづくりを推進

◇自分たちのまちを知る

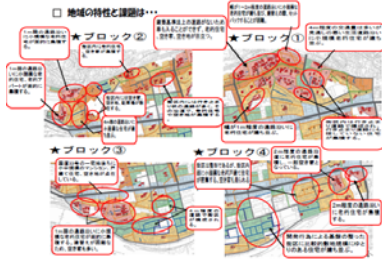
▼住民参加による まちかどウォッチング



▼ワークショップの開催など



住民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちのまちの良いところ、悪いところを知ることが大切。



◇まちづくりを学ぶ

都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに関わる人材を育成。



住民参加によるまちづくりに関する 強会の開催



市民ボランティアの育成（自主防災組織リーダー研修会）

◇まちづくり組織との連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなどの組織を効果的に活用し、住民意見をまちづくりに反映するため、積極的な支援を実施。



▲まちづくりNPOの活動報告と行政との意見交換会の開催

○まちづくり協議会やNPOとの連携

○町内会や老人会などのまちづくりへの参加



▲高知市まちづくりファンドによるまちづくり活動への支援

◇まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりを実現。



▲まちづくり協議会による地元高校生との案内柱設置

○行政と住民のコミュニティの場づくり
○情報提供と意見収集の仕組みづくり



明日の高知・まちづくり

高知広域都市計画区域マスタープラン

～これからの高知広域都市計画区域のあり方～

(素 案)

高知県 土木部 都市計画課

序 見直しにあたっての考え方	3
1 都市計画の目標	5
(1) 基本的事項	5
(2) まちづくりの基本理念	6
(3) まちづくりの目標	7
(4) 将来の都市像	9
2 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	11
(1) 区域区分の有無	11
(2) 区域区分の方針	12
①人口および産業の見通し	
②おおむねの市街化区域の規模および区域	
3 主要な都市計画の決定の方針	14
3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	14
(1) 主要用途の配置の方針	14
①業務地	
②商業地	
③工業地	
④流通業務地	
⑤住宅地	
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	16
(3) 市街地における住宅建設の方針	16
(4) 特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針	17
①土地の高度利用に関する方針	
②用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針	
③居住環境の改善または維持に関する方針	
④市街化区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針	
(5) 市街化調整区域の土地利用の方針	18
①優良な農地との健全な調和に関する方針	
②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	
③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	
④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	19
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	19
①基本方針	
②主要な施設の配置の方針	
③主要な施設の整備目標	
(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針	23
①基本方針	
②主要な施設の配置の方針	
③主要な施設の整備目標	
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	25
①基本方針	
②主要な施設の配置の方針	
3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	26
(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	26
(2) 市街地整備の目標	26
3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	27
(1) 基本方針	27
①自然環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性	
②緑地の確保目標水準	
(2) 主要な緑地の配置および整備の方針	28
①環境保全系統	
②レクリエーション系統	
③防災系統	
④景観構成系統	
(3) 主要な緑地の確保目標	29
3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針	30
3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針	32
3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針	32
4 共に助け合う協働のまちづくりに向けて	33

序 見直しにあたっての考え方

(1) 都市計画区域マスタープラン

都市計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を示したものを、「都市計画マスタープラン」とよんでいます。

都市計画マスタープランには、県が定める「都市計画区域マスタープラン」と、市町村が定める「市町村マスタープラン」の2つがあります。

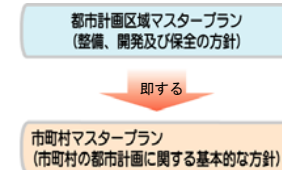
このうち、都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、広域的見地から、区域区分をはじめ、広域的で根幹となる都市計画の基本方針を定めるものです。

高知広域都市計画区域では、平成16年3月に「高知広域都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

■マスタープランにおいて必要な主な項目

- ◇都市計画区域の概況、主要課題
- ◇都市計画の目標
- ◇区域区分の有無および方針
- ◇主要な都市計画の決定の方針
 - ・土地利用の方針
 - ・都市施設の整備に関する方針
 - ・市街地開発事業に関する方針
 - ・自然的環境の整備、保全に関する方針
 - ・都市防災に関する方針
 - ・福祉のまちづくりに関する方針
 - ・都市景観に関する方針
 - ・住民参加によるまちづくり

■都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの関係



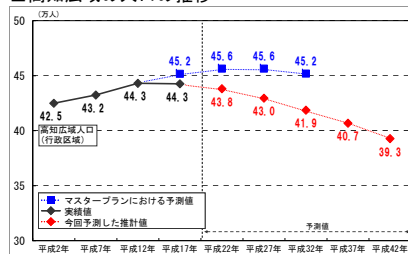
(2) 見直しの背景

高知広域都市計画区域では、これまで、都市計画区域マスタープランに即したまちづくりを進めてきました。

しかしながら、当初の予測を上回る急速な人口減少や高齢化の進行、中心市街地の衰退など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきており、特に、急速な人口減少による地域活力の衰退や持続的な都市運営への懸念は、今後、取り組まなければならない大きな課題となっています。

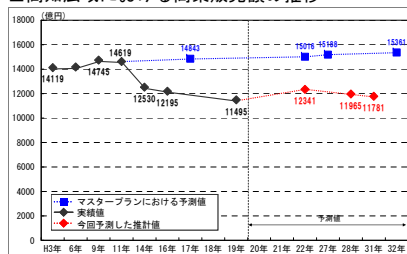
■マスタープラン策定以降の主な社会情勢の変化

■高知広域の人口の推移



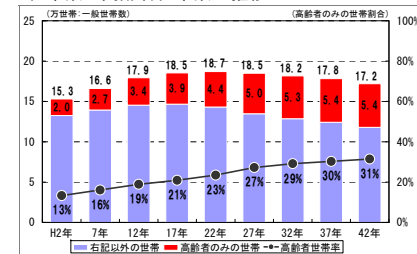
人口は、当初H22をピークに以降はほぼ横ばいと予測していましたが、実際はH12をピークに減少しており、今後も当初の予測以上の人口減少が見込まれ、都市活力の急速な低下が懸念されます。

■高知広域における商業販売額の推移



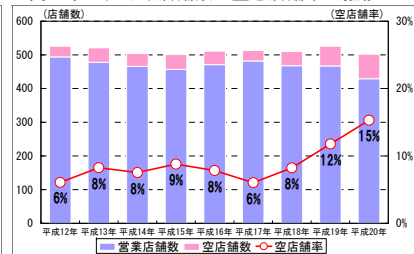
商業販売額は、H17以降微増を想定していましたが、実際はH14に大きく減少。将来予測でも減少が見込まれ、地域活力の衰退やまちなかの空地等の増加が懸念されます。

■世帯数と高齢者世帯数の推移



高齢者をはじめとして、日常生活や移動に対する不安の増大が予想されます。

■高知市における店舗数と空き店舗率の推移



中心部の空洞化や商業力の低下により、まちの活力の衰退が懸念されます。

これらの社会情勢の変化や、取り組むべきまちづくりの課題に対応するために、都市計画区域マスタープランの見直しを行います。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

①目標年次

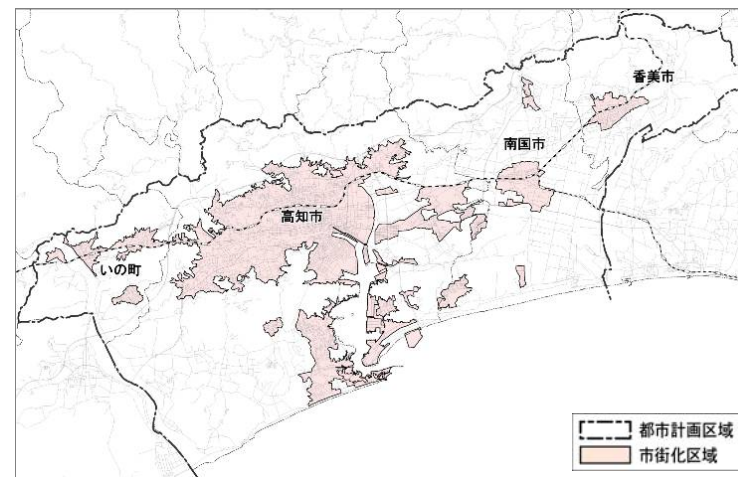
本計画における、「まちづくりの基本理念」「まちづくりの目標」、「主要な都市計画の決定の方針」の目標年次は、おおむね20年後の「平成42年」を目標年次とします。

また、「区域区分の有無および区域区分を定める際の方針」、「主要な施設の整備目標」については、おおむね10年後の「平成32年」を目標年次とします。

②範囲および規模

高知広域都市計画区域の範囲および規模は、次のとおりとします。

区分	市町	範囲	面積
高知広域都市計画区域の範囲	高知市	行政区画の一部	約16,805ha
	南国市	同上	約6,618ha
	香美市	同上	約3,516ha
	いの町	同上	約2,840ha
合計	3市1町		約29,779ha



(2) まちづくりの基本理念

まちづくりの課題等を踏まえて、まちづくりの基本理念を、次のように定めます。

基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり

高知広域都市計画区域の特徴として、県の中核的な都市機能を有しつつ、周辺には、農地や里山など、豊かな自然環境が保たれていることがあげられます。今後もまちなかに緑が息づく、美しい都市空間の充実を図るとともに、地域の独自文化を活かして、都市と農村の交流を行いながら、魅力あるまちづくりを目指します。

また、今後、人口の減少が進むなかで、持続できるまちづくりを進めるためには、都市の拡大は行わず、コンパクトなまちを形成することで地域の活力を維持するとともに、都市基盤施設等の有効活用や、既成市街地の更新などにより、効率的な都市の運営を図ることが必要です。

このことから、今後の都市づくりにおいては、自然環境の保全・活用など環境との共生や、都市運営の効率化を進めることにより、持続可能な都市の実現に向けて取り組みます。

基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

高知広域都市計画区域における安全確保の課題として、引き続き災害防止対策を進めていくことが求められています。台風や局地的な集中豪雨などによる水害、南海地震など、今後想定される災害に備えて、建物や道路の耐震化、防災公園などのハード面での整備と、住民に対する情報提供などのソフト面での充実を図るとともに、被災を想定した復興計画の作成に取り組み、安全で、安心して生活できるまちづくりを進めます。

にぎわいや活力あるまちづくりに向けて、中心市街地の再生や産業振興に向けた環境づくりに取り組みます。

また、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、日常的な生活拠点を位置づけ、生活環境の整備を推進するとともに、移動しやすい交通環境の改善に取り組みます。

基本理念3 共に助けあう、協働のまちづくり

今後、急速に少子高齢化が進み、超高齢社会※¹となることから、高齢者や障害のある人など、すべての人に配慮した、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。

また、住民のニーズにきめ細やかに対応するため、住民が積極的に参加し、主体的に進めることができるまちづくりの仕組みづくりの普及を進めます。

※1 超高齢社会：65歳以上人口の割合が、総人口の「21%」を超えている社会をいいます。

(3) まちづくりの目標

基本理念に掲げたまちづくりを実現していくために、それぞれの目標を、次のように定めます。

基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり



a 豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす

まちづくりを進めるにあたっては、まちの個性を活かすことが必要です。地域にある歴史・文化的資源をまちづくりに活用して地域の特色を高め、住む人が安らぎを感じ、住み続けることに誇りを持てるまちづくりを進めます。

b 秩序ある土地利用規制により、次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図る

身近な農地や、自然環境は生活を支える大事な要素であり、次の世代に引き継ぐべき財産でもあります。これらを保全するとともに、まちと緑が共存したまちづくりを進めていくために、引き続き、秩序ある土地利用規制を実施することにより、開発と保全の、調和のとれた土地利用を図ります。

c 既存の都市基盤施設等の有効活用や再編を進め、効率的な都市運営を図る

都市生活に都市施設等の整備は必要不可欠ですが、今後は、既存の都市基盤施設の老朽化が進み、更新や維持管理に要する費用の増加が見込まれます。このため、既存施設の有効活用や、施設の統合や再配置などによる効率的な都市運営を行い、持続可能な都市の実現を図ります。

基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり



a 南海地震などの災害に対応した、良好な都市・住宅環境整備を進める

今後も大災害に対する取り組みが必要です。災害に備えた道路や公園、下水道などの都市施設の整備や、土地区画整理事業の推進による、計画的な面的整備を図るために、住民の意見を聞きながら、良好な都市・住宅環境の整備を進めます。

b まちの中心となる都市拠点の機能の強化や、地域の振興を図るための特徴を活かした拠点づくりを推進する

今後の人口減少により、中心市街地や高齢化の進む住宅団地、既存集落などでの活力の維持が危惧されています。このため、中心市街地では、低未利用地などの有効活用を行い、拠点としての都市機能の強化や人口の定着や集積を図るための環境づくりを進めます。

c 徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口集積を図るための生活環境づくりを推進する

今後の、超高齢社会では、自動車に頼らなくても、歩いて暮らせる生活環境の構築が必要です。このため、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲に日常生活に必要な機能（公共施設や商業・医療施設など）が集積した地域において、居住地と一体となった生活環境の形成に取り組みます。

d 歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る

誰もが自由に移動でき、安心して暮らせるために、公共交通をはじめとする交通環境の改善に努めます。

また、都市交通の機能向上に向けて、幹線道路や生活空間におけるコミュニティ道路の整備など、地域の特性に応じた交通網の整備を進めます。

基本理念3 共に助けあう、協働のまちづくり



a すべての人が暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進める

超高齢社会では、高齢者や障害のある人などが自由に活動できる快適な都市空間づくりがさらに重要となります。このため、すべての人に暮らしやすいユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進めます。

b 住民主体のまちづくりに向けた環境づくりに取り組む

これからのまちづくりは、住民がともに協力し合い、助け合いながら進めていくことが必要です。このため、住民への都市計画やまちづくりの情報提供により、その必要性への理解を深めるとともに、住民が積極的に参加し、主体的に進めることができる仕組みづくりに取り組みます。

(4) 将来の都市像

まちづくりの基本理念や目標に掲げた地域活力の維持、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた環境整備などを実現するためには、人口や都市機能がコンパクトに集約した都市構造が必要と考えます。

このことから、高知広域都市計画区域での土地利用や都市構造の将来像として、「集約型の都市構造」を目指していきます。

■目指すべき集約型都市構造

当都市計画区域における集約型都市構造は、様々な都市機能（居住機能、行政サービス、業務サービス、医療・福祉サービス、商業サービスなど）が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれている都市構造とします。そして、市街化区域内において、その担うべき役割を踏まえ、以下のように「広域拠点」「地域拠点」「生活地域」を位置づけます。

広域拠点：高知広域都市計画区域の中核拠点として、4車線以上の幹線道路や公共交通が複数存在するネットワークが確保されているとともに、広域的な地域を対象として、質の高いサービスを提供する、高度で複合的な都市機能を集積する拠点。

* 高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域

地域拠点：市町全域を対象とする中核拠点として、幹線道路や公共交通のネットワークが確保されているとともに、行政や商業、医療、福祉等の都市サービスを提供する機能を集積する拠点。

* 南国市、香美市、いの町の中心部の地域

生活地域：生活に必要な医療や買い物などの日常的なサービス機能が確保されており、住宅機能を集積する地域。

また、市街化調整区域では、一定規模以上の集落が形成している地区で、日常的な医療、買い物、行政サービスなど、必要な機能が維持されている地区を「生活地区」として位置づけます。

生活地区：住宅機能を主体として、日常生活に必要な医療や買い物などのサービス機能を維持する地区。

■将来都市像のイメージ



2 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

高知広域都市計画区域では、現在行なっている「区域区分（線引き）」を引き続き継続し、高知広域都市計画区域に区域区分を定め、土地利用の明確な区分を行います。

区域区分を定める理由は、次のとおりです。

【持続可能な都市の実現に向けて】

◇人口が減少し高齢化が進む中で、地域の活力を維持しつつ、暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に、人口などを集積していくことが必要です。

◇都市運営コストを低減させるためには、既存の基盤施設等の有効活用や再編による運営の効率化、および新たな都市運営コストの発生を抑制するため、人口（都市）規模に見合った市街地の規模を維持する必要があります。

◇超高齢社会のなかで暮らしやすいまちを実現するためには、日常生活等に必要な機能が、おおむね徒歩等で移動できる範囲に集約された拠点を位置づけ、強化することが必要です。

【まちと緑が身近に出会うまちづくりに向けて】

◇これまで高知広域都市計画区域では、区域区分を行うことにより、豊かな自然環境の保全を図り、自然環境を活かしながら、まちづくりを進めてきました。今後も、地域の特徴を活かしたまちづくりを行うためには、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要です。

(2) 区域区分の方針

①人口および産業の見通し

目標年次における人口と産業の見通しについて、次のとおり想定します。

1) 人口

年次		平成 22 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
人口			
都市計画区域		43.2 千人	41.3 千人
	市街化区域(千人)	36.0 千人	34.5 千人
	市街化調整区域(千人)	7.2 千人	6.8 千人

2) 産業

年次		平成 22 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
出荷額等			
生産規模	工業出荷額(億円)	3,008 億円	3,318 億円
	商品販売額(億円)	11,795 億円	11,781 億円
就業者数	第一次人口(千人)	11.1 千人	9.4 千人
	第二次人口(千人)	36.6 千人	26.1 千人
	第三次人口(千人)	151.9 千人	147.9 千人

②おおむねの市街化区域の規模および区域

高知広域都市計画区域においては、持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図ることとします。

住宅地については、人口は減少しますが、世帯数は横ばいから微減にとどまることが予想されることから、現在の住宅地の規模を維持することが必要です。

集約拠点においては土地の高度利用を進め、拠点以外の住宅地についてはゆとりある居住環境を形成していくために、新たな住宅地が必要ですが、このような新たな住宅地の需要に対しては、未利用地を有効的に活用することにより、対応できると考えています。

工業地については、「高知県産業振興計画」や今後の工業生産額の増加に対応した工業地の需要見通しを踏まえうえて、基本的には既存の工業団地等の未利用地を活用します。

以上の土地利用を実現していくためには、現在の市街化区域規模が必要であることから、現在の規模を維持していくものとします。

年 次	平成 22 年(基準年次)	平成 32 年(目標年次)
市街化区域面積	6,190ha	おおむね 6,190ha

3 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約拠点の形成など、集約型の都市構造の実現に向けた土地利用を進めていきます。

(1) 主要用途の配置の方針

① 業務地

広域拠点の高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、県の中心的な業務地であることから、土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる業務機能の集積・誘導を促進し、その機能の強化を図ります。

地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、市町全域を対象とする業務サービス機能など、担うべき役割に応じた機能の集積を進めます。

② 商業地

広域拠点の高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、県の中心商業地および広域拠点の中核となる商業機能の集積を誘導する地域（以下「商業集積地」という。）として、広域的で多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導することにより、まちなぎわいと都心機能の強化を図ります。

また、「本県を代表するまちなぎわ」として、だれもが行ってみたいくなるまち、ゆっくりと快適に滞在できるまちなど、その魅力を高めるために、建物のデザインに配慮するなどの美しい都市景観の形成、都市緑化の推進、周辺観光地などとのネットワークの形成などの整備を進めます。

地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、地域拠点の中核となる商業集積地として、地域住民への多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導することにより、にぎわいのある商業地の形成を図ります。

主要な幹線道路沿いにおいては、近隣住民の日常生活に必要な商業機能を維持するため、低密度な商業地の形成を図ります。

③ 工業地

既存の工業団地は工業拠点として、高規格道路や高知龍馬空港、高知新港などの機能を活かして、工業施設の集積、産業構造の変化に対応した工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、機能強化を図ります。

市街地内の工業地は、公害防止と周辺環境の整備に努めるとともに、未利用地の活用や、既存施設の高度化などを進めることにより、職住近接型の工業地として機能の強化を図ります。

今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地等の未利用地を活用するほか、地区計画を活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。

④ 流通業務地

流通業務施設については、既存の流通業務団地や高知港、高知新港周辺など、既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図ります。

⑤ 住宅地

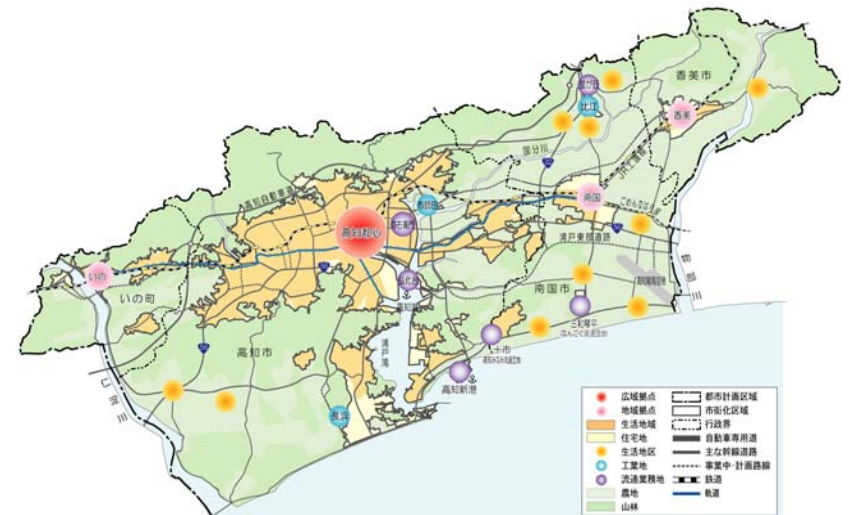
広域拠点、地域拠点は、まちなか居住を促進するために、低未利用地を有効活用した土地の高度利用により、他の医療・福祉・商業機能などと一体となった、生活利便性が高く、かつ、魅力ある居住環境の形成を図ります。

生活地域では、人口の定着や集積を進めるために、低未利用地を有効に活用し、日常生活に必要な利便施設などと一体となった、良好な居住環境の形成を図ります。

集約拠点以外の住宅地については、既存施設の有効活用や景観づくり、緑化の推進を進めるなど、環境に配慮した、ゆとりある居住環境の形成を図ります。

一方で、未利用地の増加が顕著な住宅地については、未利用地の緑地や農地などへの転換利用など、自然と共生した環境の形成に努めます。

■土地利用の方針図



(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成とそのおおむねの区域を次のように定めます。

広域拠点および地域拠点については、業務・商業・住宅機能などが一体となって、高度利用を図るべき地域として、建築物の中高層化など、土地の高～中密度利用を促進します。

生活地域については、住宅機能を主体として、地域に必要な商業・業務機能などを配置した中～低密度利用を図ります。

集約拠点以外の地域については、低密度利用を図る地域とします。

	高～中密度利用を図るべき地域		低密度利用を図るべき地域
業務地	広域拠点	高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域	南国市蛸が丘
	地域拠点	南国市、香美市、いの町の中心部の地域	
商業地	広域拠点	高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域	広域拠点・地域拠点の周辺部 高知市高須、朝倉、瀬戸、薊野
	地域拠点	南国市、香美市、いの町の中心部の地域	
工業地			高知市布師田、高知港周辺、長浜、南国市比江、
流通業務地	高知市弘化台		高知市弥右衛門、高知新港、南国市十市、三和琴平
住宅地	広域拠点・地域拠点および生活地域		左記以外の住宅地

(3) 市街地における住宅建設の方針

広域拠点や地域拠点、生活地域では、まちのにぎわいを取り戻すために、医療・福祉・商業機能と住宅機能の複合化を促進することにより、若者や高齢者などの住み替えを誘導し、まちなか再生に取り組みます。

集約拠点以外の住宅地では、日常生活の安全や快適性を確保するため、生活道路や公園・緑地および下水道などの都市基盤の維持を行うとともに、老朽住宅の建て替えの促進など、住環境の改善に努めます。

(4) 特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

広域拠点である高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域、地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域においては、一層の都市機能の集積を誘導し、機能強化を図るために、市街地開発事業の導入や地区計画制度等の活用により、土地の高度利用や有効利用を図ります。

また、土地の高度利用にあたっては、業務・商業機能と住宅機能などの複合化を進めるとともに、交通機能と連携した市街地整備を進めます。

②用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

既存市街地内に点在する工場は、既存工業団地や他の工業地における未利用地への移転の誘導に努めるなど、用途の適正な純化を図ります。

住宅や工場など用途が混在しているなかで、良好な生活環境が保持されている地区については、職住近接地として周辺環境の整備に努めます。

③居住環境の改善または維持に関する方針

旭駅周辺地区などの都市基盤の弱い木造密集住宅地については、土地区画整理事業などによる住環境整備や、地区計画の策定、都市基盤の整備を推進し、快適な生活環境の創出に努めます。

④市街化区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針

市街地内の公園・緑地等については、住民の憩いや安らぎ、コミュニティ形成の場、また災害時のオープンスペースとして確保、整備に努めます。

市街地内の農地は、原則として住宅等の都市的土地利用を行います。農地の持つ、憩いの場や防災機能などの多面的な機能を評価し、保全が必要と思われるまあまりのある農地については、緑地空間として保全を図ります。

（５）市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

物部川と国分川水系に囲まれ、南国市と香美市に展開している農地、高知市春野町の新川川流域に広がる農地、高知市東部や、いの町八田地区など、市街化区域に近接して広がる農地は、利用の集積による効率化や、都市近郊型農業への転換を図るため、優良農地として保全します。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

高知市春野町の新川川流域の低地部、国分川の低地部など、溢水あるいは湛水のおそれのある地域は、原則として市街化を認めません。

‘98高知豪雨では、丘陵地を中心に多数のがけ崩れが起こり、多大な被害が発生しました。このことから、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、市街化を抑制します。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

高知市北山、鷲尾山、香美市龍河洞の県立自然公園区域および、いの町と南国市北部の山林については、自然環境の保全に努めます。これらの山林については、水源かん養機能を守るためにも、自然林の保全や復元を図る必要があります。

高知市が指定する里山保全地区は、貴重な緑として保全します。

浦戸湾や土佐湾の沿岸および仁淀川、物部川、鏡川などについては、自然景観の優れた地区として、保全に努めます。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域の農地、山林等については、無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図っていきます。

生活地区として位置づけられる地域では、地区計画や集落地区計画等を活用しながら日常生活における利便性の向上や、居住環境の向上を図ることによって人口を維持し、地域活力やコミュニティの維持に努めます。

市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している認められる区域の一部については、予定建築物などの用途を条例で定め、周辺地域との調和を図りつつ、一定の住居系の開発は認めます。

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

集約拠点の形成を支援する交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。

1) 交通体系の方針

a 円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成

- ・放射道路や環状道路で構成された道路ネットワークの形成による、交通の円滑化、都市活動の支援
- ・高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化による、広域交流、産業活動の支援
- ・道路の耐震性を強化することにより、災害時等の救援および復旧活動が安全、かつ確実に確保できる道路ネットワークの形成

b 拠点集約型都市構造を誘導する交通体系の形成

- ・都市圏の生活、都市活動を支え、集約拠点の形成を支援する基幹交通軸の形成
- ・集約拠点において歩いて暮らせるまちづくりを目指し、歩行者・自転車利用者のための、魅力ある交通空間の形成
- ・歩行者・自転車空間を形成するため、集約拠点における自動車の通過交通を抑制する、市街地内環状線の整備

c 公共交通の利便性向上

- ・誰もが、過度に自動車に依存しなくても利便性の高い生活環境の確保ができるような、持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現

d 環境にやさしい交通環境の形成

- ・低炭素社会を実現していくために、自動車を主体とした交通体系から、環境負荷の低い自転車や公共交通利用への交通行動の改変を促進

②主要な施設の配置の方針

1) 道路

広域交通体系を形成する浦戸東部道路など、高規格幹線道路の整備を推進するとともに、インターチェンジなど、交通結節点へのアクセス性を高めるための道路の整備を進めます。

都市間や拠点間における連携や移動を支援する、高知山田線や高知南国線などの幹線道路の整備や、市街地における渋滞緩和、歩行者・自転車空間の形成に向けての市街地内環状線の整備を進めます。

一方、長期未着手路線については、高知都市圏の交通計画マスタープラン（平成22年11月策定）での「長期未着手路線の廃止および見直し対象路線の提案」を基に道路網の再編など道路計画の見直しを図ります。

2) 鉄道

JR土讃線の連続立体交差化や都市基盤整備が実施された高知駅周辺については、広域拠点の主要交通結節点としての機能強化を図ります。

県西部の宿毛市と香川県高松市を結ぶJR土讃線（土佐くろしお鉄道区間を含む。）および県東部の奈半利町を結ぶ土佐くろしお鉄道・ごめんなはり線は、広域交通機関として重要な役割を果たしています。今後は、通勤や通学をはじめ日常生活における重要な移動手段として、さらに役割強化を進めます。

3) 路面電車およびバス

歩いて暮らせるまちを実現するための重要な移動手段、低炭素社会に寄与する環境負荷の低い移動手段として、持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向けた施策の実施や、交通行動の改変による自動車交通の利用の適正化を促進していきます。

4) 駐車場および駐輪場

公共交通の利用を促進していくために、主要なバス停や電停などの交通結節点における駐車場や駐輪場の設置などの環境整備を図ります。

快適な歩行者空間を確保するため、放置自転車対策に取り組み、自転車利用者のモラル向上の啓発や駐輪場の整備、既存の駐輪場の利用促進を図ります。

高知市中心部においては、コミュニティサイクルシステムや、自転車道の整備などを進めることにより、自転車利用空間の形成を図ります。

5) 港湾

高知新港および高知港は、高知県の港湾物流の中心として発展することが期待されていますが、浦戸湾周辺は自然景観にも優れていることから、周辺環境と調和した港湾整備を進めます。また、災害時における輸送・物流拠点としての機能を維持するための整備等を促進していきます。

高知新港は、国内外の貿易を推進する拠点港として、一層の整備促進を図るとともに、航路誘致などによる物流の拡大に努めます。

6) 空港

航空機就航時の安全性や定時性、災害時の輸送拠点としての機能を維持するための整備等を促進していきます。

広域的な移動手段の確保や、地域振興・観光振興を図るために、既存路線の確保と利用促進や、国内外からのチャーター便の乗り入れの推進などを図ります。

③主要な施設の整備目標

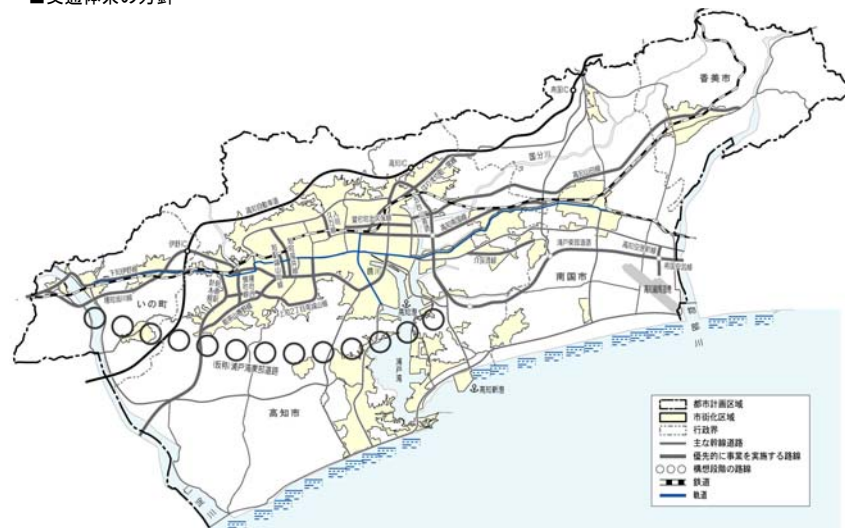
おおむね10年以内に優先的に整備することを予定している施設は次のとおりです。

種別	都市計画道路名	整備予定	備考（国道、県道名等）
道 路	浦戸東部道路	A	国道55号（高知南国道路）
	南国安芸線	A	国道55号（南国安芸道路）
	能茶山春野線	B	国道56号（土佐道路等）
	高知空港新線	A	県道高知空港インター線
	曙町波川線	A	国道33号（高知西バイパス）
	五台山道路	A	県道高知北環状線、県道高知南インター線
	高知南国線	A	県道高知南国線（大津バイパス）
	はりまや町一宮線	A	県道後免中島高知線、県道北本町領石線
	高知山田線	A	国道195号
	入明久万線	B	
	旭駅城山町線	B	
	朝倉針木線	A	
	曙町西横町線	B	
	愛宕町北久保線	B	
	介良通線	A	
	上町2丁目南城山線	A	
	旭町福井線	A	
	下知伊野線	B	
	大津十市線	A	
	南国駅前線	A	
新町西町線	A		

港湾	高知新港	A	
----	------	---	--

(A : 現在施工中、B : 10年以内に着工予定)

■交通体系の方針



(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

高知広域都市計画区域における下水道は、公共下水道と流域下水道、集落排水事業など、地域の実情に応じて整備を行い、生活環境の向上や河川等の水質の保全に努めます。

また、「198高知豪雨」では多大な浸水被害が発生しましたが、近年は局地的な集中豪雨が頻発していることから、河川改修や内水排除などへの対応を促進していきます。

1) 下水道および河川の整備の方針

a 下水道

今後、人口が減少していくことを踏まえ、市街化区域においては市街化の動向や見通しを踏まえて調整・整合を図りながら、公共下水道未整備地域への早期普及に向けた効率的な整備を進めていきます。また、市街化調整区域では農業集落排水事業などを導入し、生活環境の向上と河川の水質保全に努めます。

浸水被害が予想される地域については、河川改修などとの調整を図り、公共下水道や都市下水路事業などの整備を進め、浸水被害の低減に努めます。

今後は整備費用に加え、維持管理費用の増加も見込まれることから、適切な維持管理と効率化を進めるなど、コスト縮減を図っていきます。

b 河川

高知広域都市計画区域には物部川、仁淀川、宇治川、鏡川、国分川、久万川、紅水川、舟入川、神田川、吉野川、新川川、下田川および介良川などの都市河川があり、それぞれの河川の流域における下水道整備との調整を図りながら、河川整備を進めます。

水と緑のネットワークの形成を図るため、河川改修に多自然工法を取り入れるなど、より自然に近い河川への復元に努めます。

2) 整備水準の目標

a 下水道

目標年次	平成 21 年	平成 32 年	平成 42 年
処理人口 (人)	198,941	300,347	380,607
普及率 (%)	44.8%	64.2%	82.1%

b 河川

緊急度の高い河川から順次整備し、長期的には市街地形成に対応した計画的な改修を図ります。

②主要な施設の配置の方針

1) 下水道

高知市、南国市および香美市を処理区とする浦戸湾東部流域下水道は、市街化の動向を踏まえながら、面整備の拡大に向けて効率的な整備を推進します。

市街化区域では公共下水道、市街化調整区域では農業集落排水事業など、地域の実情に適した整備手法による整備を進めていきます。

2) 河川

市街化区域内の河川は、河川整備計画や下水道整備計画との整合を図りながら、重点的に整備を行います。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に優先的に実施することを予定している事業は、次のとおりです。

1) 下水道

種別	名称
流域下水道	浦戸湾東部流域下水道
公共下水道	高知市公共下水道 南国市公共下水道 香美市公共下水道 いの町公共下水道
都市下水路	いの町都市下水路

2) 河川

種別	名称
河川	宇治川 鏡川 国分川

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

健康で文化的な都市生活と、機能的な都市活動の向上を図るため、長期的展望に立ちながら公共施設について整備を図ります。

②主要な施設の配置の方針

1) 汚物処理場

下水道の処理区域外および下水道処理区域内であっても、下水道が整備されるまでの期間は汚物処理場が必要であり、し尿処理場で処理します。

2) 産業廃棄物処理施設

各家庭でごみの分別を徹底し、排出ごみの縮減に努めます。

製造過程で発生する廃棄物は可能な限りリサイクルを行い、産業廃棄物の発生を抑制します。

ごみ処理場などの産業廃棄物処理施設の設置については、関係住民への説明責任を果たし、合意形成を図ります。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

よりよい住環境の形成に向けて、地域の実情を踏まえながら、適切な取り組みを進めていきます。

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

土地区画整理事業などにより良好な市街地を形成している地域については、まちの緑化などを推進し、よりよい住環境の形成に努めます。

木造密集住宅地などの都市基盤が弱い地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化、区画道路の整備や公園・緑地等の確保など、優先的に住環境の改善を進め、住宅密集地の解消に努めます。

広域拠点および地域拠点の商業集積地や業務機能の集積が高い地域については、土地の高度利用を図るとともに、シンボルロード整備や建物の高さを制限する高度地区を設定するなど、都市景観の形成・向上に努めます。

市街地内にある低未利用地については、面的整備などにより土地の有効活用を図ります。

(2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に優先的に実施することを予定する市街地開発事業は次のとおりです。

種別	地区名	
土地区画整理事業	高知市	旭駅周辺地区
	南国市	篠原・南小籠地区

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

高知広域都市計画区域を取り巻く、豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境を形成していきます。

① 自然環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

高知広域都市計画区域は、南に太平洋、北に四国山地、東に物部川、そして西に仁淀川と、自然に囲まれ、中央部には桂浜や浦戸湾、鷲尾山などの優れた自然景観があります。

これらの豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となって、良好な都市環境を形成していくために、自然環境の保全を図ります。

また、防災上支障のない限り、河川等における緑化の保全、活用を図ります。

② 緑地の確保目標水準

都市のヒートアイランド現象の緩和や、温室効果ガスの削減への寄与など、緑地の持つ諸機能を有機的に発揮させながら、本区域の独自性を活かした個性的なまちづくりを目指します。

緑地の保全やまちの緑化については、公共施設から民有地にいたる緑を幅広くとらえたうえで、緑の現状や、住民の緑に対する多様なニーズを踏まえながら、推進していきます。

緑地については、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つの系統に分類することによって、住民が緑地を身近に感じ、関心を高められるように配置していきます。

行政と地域の住民との協働による、公園や緑地の管理・運営などを進めていきます。また、身近な緑として利用しやすく、より地域に密着した遊び場、憩いの場となるような、住民と一体となった公園づくりを進めていきます。

(2) 主要な緑地の配置および整備の方針

①環境保全系統

高知広域都市計画区域は、四国山地に連なる北山や鷲尾山などの県立自然公園と、仁淀川・物部川および太平洋・浦戸湾からなる水と緑の環境軸で囲まれています。

これらは、都市の重要な緑地として保全するとともに、横浜地区などの丘陵地や五台山などの樹林地および鏡川・国分川などについても、貴重な自然として保全を図ります。

また、本区域に広がっている農地については、身近にある緑の空間として保全します。公園や河川以外にも、ビルの屋上や路面電車の軌道敷などについても緑化を推進し、都市緑化の形成を図ります。

②レクリエーション系統

都市公園については、住民のニーズ等を踏まえて整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理に努めます。

地域住民に最も身近な街区公園については、住民が容易に利用でき、コミュニティ形成の場とすることができるように配置していきます。近隣公園や地区公園については、都市に潤いを与えるオープンスペースとして整備を進めます。

高知市の筆山総合公園と春野総合運動公園などは、将来のレクリエーションニーズを考慮しながら、整備や適正な維持管理を進めます。風致公園などの特殊公園については、土佐の歴史や文化、風致などを活かしながら、保全・整備を進めます。

③防災系統

都市のオープンスペースである都市公園については、地域防災計画等との整合を図りながら、災害時における延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保や、強化を図ります。

市街地内や近郊に残る農地については、保水・遊水機能、またオープンスペースとしての防災機能を有する緑地として、その保全を図ります。また、住宅周りの生け垣や街路樹などは、延焼防止機能を有する緑として、避難時の安全性を高めることから、その形成や保全に努めます。

④景観構成系統

都市に安らぎを与える「緑のネットワーク」は、北山や鷲尾山、五台山などの骨格的な緑と、市街地に広く点在する鎮守の森や高知城の樹林が一体となって、都市の景観に重要な役割を果たしています。

都市にうらおいを与える「水のネットワーク」としては、太平洋・浦戸湾の海岸線や、物部川・仁淀川・鏡川などの水辺空間が、重要な役割を果たしています。

これらの自然環境を保全しながら、「水と緑のネットワーク」の整備を進めていきます。

さらに、屋外広告物の規制や建物の高さを制限する高度地区、風致地区などの検討を行いながら、都市景観の形成・向上を図ります。

(3) 主要な緑地の確保目標

優先的におおむね10年以内に優先的に整備することを予定している主要な緑地は次のとおりです。

種別	名称	整備予定
近隣公園	竹島公園	A
	福井公園	B
	初月公園	A
	沖田公園	A
	弥右衛門公園	A

(A：現在施工中、B：10年以内に着工予定)

■主要な緑地の配置方針



3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

高知広域都市計画区域では降雨量が多く、急峻な地形を有する地域では、土砂災害発生の危険性を抱えています。また、東に物部川、西に仁淀川、中央には鏡川や国分川などが流れており、毎年のように台風や豪雨による水害が発生しています。

さらに、南海トラフを震源とする南海地震は、100年から150年の周期で発生しており、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予想され、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、法面（のりめん）の崩壊、地盤沈下や液状化などのおそれがあります。

また、高知市を中心としてゼロメートル地帯も多く、地震時には地盤沈下が予想され、津波の被害のほか、地震後の浸水による長期の都市機能の停止が懸念されています。

都市基盤がぜい弱な木造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、火災被害についても配慮する必要があります。

（基本方針）

都市防災については、関係機関が連携し、防災対策を強化していきます。

特に南海地震に備えるために、「被害を減らすための事前の備えや対策」、「地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うための事前の準備」、「震災に強い人・地域・ネットワークづくり」の3つを重点目標として、ソフト対策を優先しつつ、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強などの人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するなど、総合的な地震防災対策を推進し、計画的に防災機能の強化に取り組んでいきます。

（総合的な対策）

- ・災害時の避難地や防災拠点、緊急輸送路、避難路の確保・機能強化を図るために、都市公園や道路の整備を進め、防災ネットワークを形成
- ・県民に、生活空間の危険性を確認してもらうとともに、緊急時には迅速に避難ができるように防災マップや洪水ハザードマップなどを作成し、様々な情報提供を実施
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動（以下「事業」という。）の継続や、早期事業活動再開に向けて、事業継続計画（BCP）の策定を推進

（地震・火災対策）

- ・建物の耐震診断や耐震補強への助成などについて周知を図り、耐震化を推進するとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより、安全性を向上
- ・木造密集住宅地における、市街地開発事業の実施による密集地の解消
- ・道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進
- ・国分川等の堤防の耐震化を推進

- ・被災後の市街地の早期復興に向けた事前検討を推進
- ・南海地震による長期浸水に対する事前の被害軽減対策や、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策を推進

（土砂災害対策）

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、既住宅等については移転を推進

（浸水被害対策）

- ・市街地調整区域のうち溢水や湛水など、水害の危険のある土地の区域については、開発を抑制
- ・河川や下水道の整備を進め、水害を防止

3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針

(基本方針)

超高齢社会を迎え、誰もが住みやすい都市とすることが求められています。高齢者や障害のある人など、すべての人に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

(主な対策)

- ・誰もが自由に移動し、歩いて生活できる、暮らしやすいまちづくりの実現を図るために、必要な生活環境の整備を推進
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、電車などの公共交通のバリアフリーを推進

3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針

(基本方針)

高知広域都市計画区域が有する、歴史や文化など特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めていきます。

(主な対策)

来訪者にとって「本県を代表するまちの顔」となる高知市の中心市街地や、JR高知駅周辺においては、特に「高知らしさ」を前面に出していけるように、整備を進めていきます。

また、建物や看板などについては、周囲と調和したデザインへの誘導やシンボルロードの形成、周辺景観に配慮した高さの制限などについて検討を行い、良好な都市景観の形成に努めます。

市街地の周辺には、美しい田園環境や自然環境が広がっています。都市は、市街地とこれらの環境が一体となることで、美しい都市環境が形成されるとともに、守られていることから、田園環境等の保全に努めていきます。

都市景観の向上を図るため、市町村の景観行政団体への移行・普及に努め、景観基本計画の策定を促進します。

また、地域の景観を維持し、向上させていくには、地域住民が主体となって取り組むことが必要であることから、地域の景観づくりをリードしていく人材の育成に努めます。

4 共に助け合う協働のまちづくりに向けて

(基本方針)

これからのまちづくりは、「行政が行うもの」から、「行政と住民が協働」し、さらに「住民が主体」となって進めていく必要があります。

まちづくりに住民の意見を反映させ、「住民」と「行政」がまちづくりを計画の段階から共に検討していけるような仕組みをつくり、行政と住民、民間の事業者などの専門家、さらに、それらをつなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりを進めていきます。

(主な対策)

1) 自分たちのまちを知る

住民主体のまちづくりを進めるには、自分たちのまちのよいところや、悪いところなどを知ることが大切です。

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）
- ・ワークショップの開催（意見の集約）、まちづくりについての意見交換

2) まちづくりを学ぶ

まちづくりについての住民意識は徐々に高まりつつありますが、一方では、まちづくりへの参加者は一部の人に限定されている、といったことも見受けられます。

「まちづくりはひとづくり」という観点から、都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに携わる人材の育成を図ります。

- ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

3) まちづくり組織との連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援していきます。

- ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

4) まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりの実現を図ります。

- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントの実施
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成
- ・行政も地域に積極的に入っていき、住民とのコミュニティをつくる
- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する

=高知広域都市計画区域マスタープラン（素案）に対する皆様のご意見を募集します=

ここにお知らせするマスタープランの内容は、策定委員会での検討を踏まえて、これからの高知広域都市計画区域の都市づくりの方向性を示したものです。今後、マスタープランに対する住民の方のご意見を踏まえて、「高知広域都市計画区域マスタープラン」として、策定します。

マスタープランの見直しを行っています

■都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を定めたものです。

高知広域都市計画区域（高知市、南国市、香美市、いの町の一部で構成）においては、平成16年3月に「高知広域都市計画区域マスタープラン」を策定しました。

=都市計画区域マスタープランの内容=

- 都市計画の目標
(まちづくりの基本理念、まちづくりの目標、将来の都市像)
- 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針
- 主要な都市計画の決定の方針
(土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全の方針など)

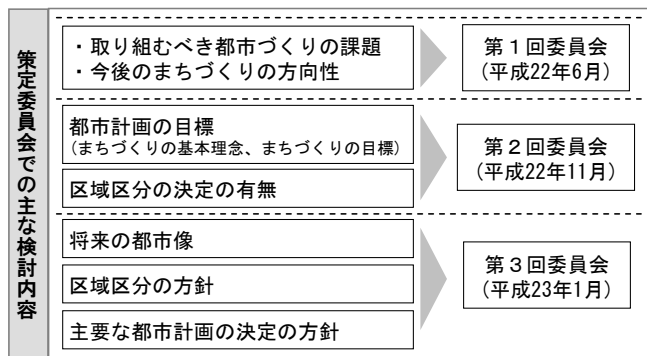
■見直しの背景

高知広域都市計画区域では、策定時の予測を上回る急速な人口減少や、中心商業地の衰退など、社会情勢に大きな変化がみられます。また、平成18年に、都市計画法等が改正され、都市づくりに関わる状況が大きく変化しています。

これらの社会情勢の変化や、都市計画法等の改正に対応した、まちづくりの方向性を示す必要があることから、マスタープランの見直しを行います。

■策定の進め方

マスタープランは、現行のマスタープランを基本として、今後の都市づくりにおいて反映すべき事項や、修正すべき事項について、学識経験者等で構成された策定委員会にて検討を行いながら、策定しています。



パブリックコメント

パブリックコメントを踏まえた素案について

第4回委員会

高知広域都市計画区域マスタープラン策定

高知広域都市計画区域マスタープラン（概要版）

◇◇今後取り組むべき都市づくりの課題とまちづくりの基本理念◇◇

◆取り組むべき都市づくりの課題と今後のまちづくりの方向性

◎暮らしやすいまちの実現

⇒日常生活に必要な施設が、徒歩で移動可能な範囲に集まった拠点の形成

◎持続可能な都市の実現

⇒都市の拡大を抑制し、地域の活力を維持する

◎にぎわいのあるまちの実現

⇒中心部の人口集積（まちなか居住や来訪者の増加）を進める環境づくり

◎災害に備えたまちの実現

⇒都市の安全性を高めるための取り組みの推進

～取り組むべき都市づくりの課題と解決に向けたまちづくりの方向性を踏まえて、まちづくりの基本理念を次のように決めました～

基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり

方向性

- ・ まちなかに緑が息づく、美しい都市空間の充実を図ることにより、都市の魅力を向上
- ・ コンパクトなまちを形成することにより地域活力を維持するとともに、効率的な都市運営を図ることにより、持続可能な都市を実現

基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

方向性

- ・ 想定される災害に対する備えの充実と事前の取り組みを進めるなど、安全で安心して生活できるまちづくりの推進
- ・ 誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、日常的な生活拠点を位置づけ、強化するなどの環境整備の推進

基本理念3 共に助け合う、協働のまちづくり

方向性

- ・ ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進
- ・ 住民主体のまちづくりが進められる仕組みづくりを推進

実現するために

◇◇将来の都市像◇◇

居住機能や行政、医療・福祉、商業サービスなどの、様々な都市機能が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた

「集約型の都市構造」の実現を目指します。

■将来都市構造のイメージ



◇◇区域区分の有無および方針◇◇

高知広域都市計画区域においては、引きつづき区域区分*を定めます。

(区域区分を定める理由)

- ・ 地域活力や暮らしやすい環境を維持するためには、都市基盤が充実した市街地などに人口を集積させることが必要
- ・ 無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要
- ・ 持続可能な都市運営を行うためには、新たな都市基盤整備等に要する費用などの発生を抑制することが必要

方針

持続可能で暮らしやすいまちを実現するために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図ります。

* 区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に、区分することをいいます。

◇◇主要な都市計画の決定の方針◇◇

■土地利用に関する方針 ⇒集約拠点の形成など、集約型都市構造の実現に向けた土地利用を進めていきます。

【広域拠点】（高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域）

- 業務地：土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる機能の集積・誘導を促進します。
- 商業地：商業集積地として、広域的で多様な商業サービスを提供する商業機能を集積させ、まちのにぎわいと都心機能の強化を図ります。
- 住宅地：まちなか居住を促進するために、土地の高度利用を図り、他の機能と一体となった生活利便性が高く、魅力ある居住環境の形成を図ります。

【地域拠点】（南国市、香美市、いの町の中心部の地域）

- 業務地：市町全域を対象としてサービスを提供する業務機能の集積を進めます。
- 商業地：地域住民への多様な商業サービスを提供する商業集積地として、にぎわいのある商業地の形成を図ります。
- 住宅地：まちなか居住を促進するために、土地の高度利用を図り、他の機能と一体となった生活利便性が高く、魅力ある居住環境の形成を図ります。

【生活地域】

- 住宅地：人口の定着や集積を進めるために、低未利用地を有効に活用し、日常生活に必要な利便施設などと一体となった、良好な居住環境の形成を図ります。

【市街化調整区域の土地利用の方針】

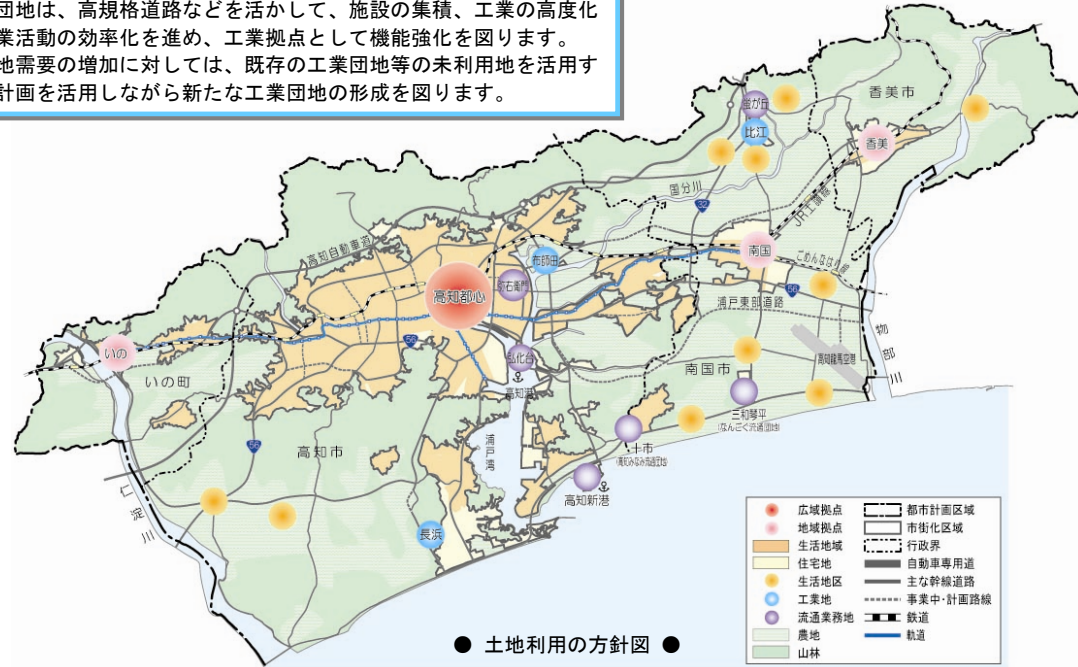
- 農地、山林等の無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図ります。
- 生活地区として位置づけられる地域では、地区計画等を活用しながら、日常生活における利便性の向上や居住環境の向上を図り、地域活力やコミュニティの維持・形成に努めます。

【流通業務地】

既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図ります。

【工業地】

既存の工業地は、高規格道路などを活かして、施設の集積、工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、工業拠点として機能強化を図ります。
今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業地等の未利用地を活用するほか、地区計画を活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。



● 土地利用の方針図 ●

■都市施設の整備に関する方針

【交通体系の方針】

集約拠点の形成を支援する交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。

- 放射道路や環状道路で構成された道路ネットワークの形成による、交通の円滑化、都市活動の支援
- 歩行者や自転車利用者のための、魅力ある交通空間の形成 など

■市街地開発事業に関する方針

住環境の改善への取り組みや、まちの緑化を推進し、よりよい居住環境の形成に努めます。

- 市街地開発事業の実施などによる住宅密集地の解消

など

高知市潮江西部地区 ▶



■都市防災に関する方針

関係機関が連携して、防災対策を強化するとともに、ソフト対策、ハード対策を推進し、計画的に防災機能の強化に取り組みます。

- 都市公園や道路の整備による防災ネットワークの形成
- 被災後の市街地の早期復興に向けた事前検討の推進
- 南海地震による長期浸水に対する事前の被害軽減対策や、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策の推進 など

■都市景観に関する方針

歴史や文化など特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めます。

- 高知市中心部などの高知らしさを前面に出した整備の推進

高知城周辺の景観形成 ▶



■自然的環境の整備または保全に関する方針

高知広域都市計画区域を取り巻く、豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境の形成を図ります。

- 住民ニーズをふまえた公園等の整備の推進
- 都市公園の、災害時の延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保と強化 など

▼岡豊城址から大津方面



▼鏡川(高知市)



▼農村景観(南国市廿枝)

